平成２３年（フ）第１９８０号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目11番22号
コーポミヤビ１階
破産者　手塚　律子
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６９号
北海道千歳市豊里５丁目３番14号、住民票上の住所北海道千歳市花園３丁目８番２号
破産者　佐々木絵美子（旧姓今中）
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２７３号
札幌市厚別区厚別西１条２丁目４番17号
シャルム町田201
破産者　齊藤　里美（旧姓安部・藏田）
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９４号
仙台市太白区向山４丁目15番38号
破産者　若生　貴大
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６９９号
仙台市青葉区旭ケ丘１丁目24番36号　ブライトヒルズ205
破産者　内海　純子
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５号
宮城県登米市米山町字中道前16番地
破産者　須藤　明義
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３６号
宮城県登米市石越町東郷字大根澤74番地２
破産者　後藤　信一
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２３年（フ）第３７号
秋田県由利本荘市堤脇５番地２、旧住所秋田県由利本荘市一番堰47番地５
破産者　齋藤　隼男
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第３９号
秋田県にかほ市平沢字田角森151番地１
ラ・カーサ・フィオーレⅠ―103
破産者　佐藤　由貴
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第４７４号
埼玉県大里郡寄居町大字富田1730番地13　メゾン・ラ・クール604
破産者　横田　　博
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３１６号
埼玉県本庄市駅南１丁目１番19号　サンデュエル本庄1301
破産者　山田　和重
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１８９５号
横浜市南区真金町２丁目18番地
破産者　北村　兼夫
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８５号
東京都町田市中町２丁目21番22号　リエス中町201、開始決定時の住所相模原市中央区淵野辺本町４丁目12番９―503号
破産者　城田　和美
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２０９９号
名古屋市守山区大牧町４番３号
破産者　寺川　　博
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９９４号
愛知県海部郡大治町大字花常字西屋敷56番地
破産者　有限会社ＳＡＮＹＯこと三陽建築こと　三浦　芳夫
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３９６号
大阪府泉佐野市俵屋257―１　サンセール菊201号室、開始決定時の住所大阪府泉南市信達大苗代920番地の８
破産者　西森　智広
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９３８号
兵庫県芦屋市大東町７番23―203号
破産者　松岡文和こと　高　　文和
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９５９号
神戸市長田区梅ケ香町１丁目６番13号　新ケ江勇方、従前の住所大阪府大東市緑が丘２丁目13番43号
破産者　重久　四男
1　決定年月日　平成23年11月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部